

条第3項の規定により公示する。

令和6年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影・写真地図作成）

2 作業期間

令和5年5月18日から令和6年3月19日まで

3 作業地域

上市町の一部

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 作業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

射水市

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、射水市、中新川
郡立山町、下新川郡入善町